

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第10条第3項第3号中「除く。」の次に「第5項第2号において同じ。」を加え、同条第5項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第7項第3号中「退職すべき期日」の次に「若しくは規則で定めるところにより応募者に通知された退職すべき期日」を加え、「この」を「これらの」に改める。

第12条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第11項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

（沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

- 2 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「第7条の4第4項第5号」を「第7条の4第4項第4号」に改める。

（沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

3 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第7条の4第4項第5号」を「第7条の4第4項第4号」に改める。

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄県職員の給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響に鑑み、現行の退職手当支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職手当の調整額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。